

令和3年度

一般廃棄物処理実施計画

<し尿・浄化槽汚泥>

坂井地区広域連合

1. 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、坂井地区内から発生するし尿及び浄化槽汚泥について適正に処理することで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に単年度ごとに実施計画を定める。

2. し尿及び浄化槽汚泥の現況

(1) 計画処理区域 坂井地区一円

人口 118,261人 令和3年3月末現在

面積 326.9km²

(2) 処理量の実績及び見込み

区分	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (見込み)
し尿	2,114kl	2,056kl	1,986kl
浄化槽汚泥	8,783kl	8,473kl	8,193kl
計	10,897kl	10,529kl	10,179kl

年間処理計画

	し尿 処理量 (kl)	浄化槽汚泥 処理量 (kl)	処理量合計 (kl)	資源化物 生産量 (t)
4月	190	784	974	6
5月	179	738	947	6
6月	163	673	836	6
7月	157	643	805	5
8月	162	668	830	5
9月	162	670	832	6
10月	159	657	816	5
11月	193	794	987	7
12月	165	680	845	6
1月	119	490	609	4
2月	133	549	682	4
3月	204	842	1046	7
合計	1,986	8,193	10,179	67

3. し尿及び浄化槽汚泥の処理

(1) 収集運搬（広域連合：許可）

収集運搬は全量次の許可業者により行う。

許可業者一覧

業者名	主たる事業所	営業区域	許可車両台数
(株)相互環境公社	春江町西太郎丸 5-6-2	春江町	1
(有)丸岡環境社	丸岡町西里丸岡 14-46	丸岡町	2
福井環境事業(株)	坂井町長畑 13-6-1	春江・丸岡・坂井町	2
栄衛生社	丸岡町八ツ口 45-15	丸岡町	1
ヤスダ(有)	丸岡町上安田 10-38	丸岡町	1
(有)坂井公益社	坂井町長畑 13-6-1	坂井町	1
(有)坂井清掃	三国町覚善 10-1-1	あわら市・三国町	5

(2) 中間処理

構成市における公共下水道の普及に伴いし尿・浄化槽汚泥の搬入量は年々減少傾向にある。さかいクリーンセンターでは、搬入されたし尿・浄化槽汚泥を高負荷処理したあと膜処理し公共下水道に放流している。

処理施設の概要は次のとおり。

- (1) 施設名：さかいクリーンセンター（坂井地区広域連合）
- (2) 所在地：福井県坂井市坂井町今井1-1
- (3) 形式：膜分離高負荷脱窒素処理方式＋下水道放流
- (4) 処理能力：41kℓ／日

(3) 最終処分

し尿・汚泥の最終処分については、処理工程で発生する汚泥を全量資源化し、篩渣・沈砂の一般廃棄物は最終処分場で処分する。